

吉見町防犯パトロール用品貸与基準

防犯パトロール用品は、自主的な防犯活動を行う団体の支援として貸与するものであり、防犯意識の啓発や犯罪への抑止力の一層の向上を目的とする。

1 貸与対象

用品は、吉見町防犯パトロール隊として町に設立の届出を行い以下の要件を満たす団体へ貸与する。

- (1) 住民への防犯意識の啓発及び防犯パトロールを行う団体
- (2) 吉見町に在住、在勤及び在学する者により構成された団体
- (3) 年度末に「活動報告書」及び次年度の「隊員名簿及び活動予定」の提出が行える団体
ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

2 貸与品

以下の用品の内、各活動に必要なもの

- (1) 防犯パトロール帽子
- (2) 防犯パトロール腕章
- (3) 防犯パトロールベスト
- (4) 防犯パトロール上着
- (5) 防犯笛
- (6) 青色誘導棒（夜間パトロール隊）

3 貸与申請

- (1) 用品の貸与を希望する団体は、担当課へ「吉見町防犯パトロール隊設立届」を提出すること。
- (2) 隊員を追加する場合は、担当課に「氏名・住所・連絡先・年齢」を報告すること。
- (3) 貸与品の交換（古くなったものや汚れによる）を行う場合は、「氏名と所属する隊名」を報告すること。

4 貸与品の管理

紛失による悪用を防ぐため、貸与品を適切に管理し、使用目的以外には使用しないこと。

附則

平成17年度作成

令和3年度一部改正